

発注情報詳細（物品・委託等）

公表日	令和2年 6月 4日（木）	契約番号	5025
入札方法	公募型指名競争入札（郵便入札）		
委託名	寺尾小学校ほか41校建築基準法第12条に基づく点検等業務		
履行場所	横浜市鶴見区東寺尾五丁目19番1号ほか		
履行期間	契約締結日から令和3年2月26日（金）まで		
発注担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社 技術部 保全企画課 建築調査係 横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 TEL 045-306-7276 / FAX 045-664-7055		
最低制限価格制度	適用		
入札参加資格等	所在地、規模区分	市内、中小企業	
	種 目	901:建築設計（監理含む）	順位 1位
	登録細目	(A)庁舎、学校、病院等の設計又は(F)工事監理	
	入札参加条件	<p>①横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条2項の規定により定められた資格を有する者であること。</p> <p>②入札参加意向申出書提出期限日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>③令和元、2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）において、登録されていること。</p>	
指名・非指名通知日及び通知の方法	令和2年 6月 19日（金）FAXにて発送		
設計図書の見覧	ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）		
入札参加申込	提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書	
	受付場所	総務部総務課契約係	
	締切日時	令和2年 6月 15日（月） 午後5時00分まで	申込方法 ①持参又は郵送 ②郵送宛先 〒231-0005 横浜市中区本町3丁目30番7 横浜平和ビル8階 横浜市建築保全公社 総務部 総務課 契約係
質問	締切日時	令和2年6月3日（水） 午後1時まで	
	提出方法	持参、FAX又は電子メールで発注担当課に提出すること 電子メールアドレス：soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp	
	回答日時	令和2年6月4日（木） 午後1時	
	回答方法	ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）	
入札書提出期限	令和2年 6月 25日（木） 午後5時まで必着		
開札時間	令和2年 6月 26日（金） 午後1時より		
支払い条件	前金払	しない	部分払 する（1回）、1期終了時
契約担当課	総務部総務課契約係 電話 045-641-3124		

令和2年 5月 提出

常務理事

委 託 設 計 書

委 託 名 寺尾小学校ほか41校建築基準法第12条に基づく点検等業務

履行場所 横浜市鶴見区東寺尾五丁目19番1号ほか

金 円

履行期限 令和3年2月26日

備考

寺尾小学校ほか41校建築基準法第12条に基づく点検等業務						
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1 建築設備						
12条点検調査						
小学校		31	校			
中学校		9	校			
高等学校		2	校			
計						
2 要是正内容一覧						
建築設備						
要是正内容一覧		42	校			
計						

委託仕様書

1 委託名

寺尾小学校ほか41校建築基準法第12条に基づく点検等業務

2 目的

市立学校建築物の安全性を確保するため、建築基準法に基づく定期点検（以下「12条点検」という。）を行う。

3 対象校

別紙「対象校一覧」による。

4 履行期間

- (1) 契約締結日から令和3年2月26日までとする。
- (2) 但し、1期分の履行期限は 令和2年11月30日 とする

5 部分払いの基準

1期分の点検等が完了し、(公財)横浜市建築保全公社（以下、「保全公社」という）の確認検査に合格したときは、受託者は保全公社に部分払いを請求することができる。

6 業務内容

12条点検（建築設備）

別添1建築基準法第12条に基づく建築物・建築設備定期点検実施要領に従い、建築設備(昇降機を除く)の12条点検を行う。

7 点検に伴う事前準備等

- (1) 点検のため機器・器具を誤って破損させた場合は、横浜市教育委員会（以下「市教委」という。）及び保全公社と協議し機器・器具の修理を行う。
- (2) 市教委及び保全公社からの提供図面がない学校で、現地に竣工図等がある場合は、学校の承諾を得て当該図面を借用し、PDF化する。

8 確認の省略

- (1) 次に示す部位等で確認が困難なものにあつては、確認を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状態にあると認められる場合は、支障がある状態を記録し、対応を記載する。

- ア 被覆材で覆われている柱、はり等の主要構造部
- イ 点検口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの
- ウ 通電されていて確認することが危険である場所にあるもの
- エ 地中又はコンクリート等の中に埋設されているもの
- オ 運転を停止しなければ確認できない機器で、停止させることが極めて困難な状況にあるもの
- カ 運転を停止することが極めて困難な状況にある機器が付近に存在し、確認することが危険である場所にあるもの
- キ 目視では確認が困難であり、足場が必要である外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔、広告塔等
- ク 屋外排水設備のます等で水中に没している部分
- ケ その他物理的理由又は安全上の理由などから確認を行うことが困難な場所にあるもの

- (2) 法令の規定による検査等が、本業務の点検内容及び周期と適合するものについては、法令による検査等を本業務で定める点検とみなすことができるものとする。

9 業務計画書の提出

業務実施前に、点検予定・完成報告書提出日など、主要な日程を記載した計画書を提出する。進捗を確認し、やむを得ない理由により計画の変更がある場合には、当初計画と比較したスケジュールを作成し、変更理由及び内容を別途記載して提出する。

10 成果物の提出

- (1) 点検の成果物は、別添2の各要領に従いとりまとめる。
- (2) 業務計画書に基づき、決められた期日までに報告書を提出する。
- (3) 保全公社の確認後、検査に合格のうえ、最終成果物を期限までに納品する。
尚、確認後必要な修正があれば行う。

11 貸与資料の返却

原則、点検に必要な図面、前回報告書、施設点検表・設備保守点検表等は、市教委及び保全公社から提供するが、そのほかに貸与された資料や学校から借用した図面等は、紛失・汚損がないよう取扱い、これを公表し又は他に貸与し若しくは本点検の目的以外に複製してはならない。また、貸与資料は業務終了後、速やかに返却する。

1 2 その他

- (1) 点検は、行事予定等学校の要望を最優先で点検日時を調整し、学校運営に支障のないように実施する。
- (2) 点検者は、名札又は腕章を着け、業務に適した服装、履物で調査を実施する。
- (3) 点検にあたり、関係法令等を遵守する。
- (4) 点検の際は、脚立や工具類の取扱い等、安全対策について万全を期すとともに、万一事故が発生した場合は、受託者の責任において補償する。
- (5) 点検作業終了後は、設備及びその周囲、貸与資料を原状に復する。
- (6) 敷地内は全面禁煙とする。
- (7) 業務上の疑義が生じた場合は、随時保全公社担当者と調整を行う。

寺尾小ほか41校

1期 2期	調査番号	所在区	学校名	所在地	2020年度点検対象						
					面積合計	建設年度	構造	階数	設備	建築	非構造
1	11	鶴見	末吉小学校	鶴見区上末吉一丁目 9-1	9,311	1996	RC	3	○		
1	12	鶴見	市場小学校	鶴見区元宮一丁目 13-1	8,798	1994	RC	4	○		
1	13	鶴見	潮田小学校	鶴見区向井町三丁目 82-1	7,505	1963	RC	3	○		
1	14	鶴見	東台小学校	鶴見区東寺尾東台 12-1	7,057	1959	RC	3	○		
1	15	鶴見	旭小学校	鶴見区北寺尾四丁目 25-1	6,106	1971	RC	4	○		
1	16	鶴見	生麦小学校	鶴見区生麦四丁目 15-1	7,106	1993	RC	3	○		
1	17	鶴見	豊岡小学校	鶴見区豊岡町 27-1	7,312	1963	RC	3	○		
1	18	鶴見	下野谷小学校	鶴見区下野谷町 2-49	7,713	2000	RC	4	○		
1	19	鶴見	入船小学校	鶴見区浜町一丁目 1-1	4,813	1975	RC	3	○		
1	20	鶴見	鶴見小学校	鶴見区鶴見中央三丁目 19-1	6,087	1970	RC	4	○		
1	21	鶴見	平安小学校	鶴見区平安町二丁目 9-1	7,450	1978	RC	4	○		
1	22	鶴見	岸谷小学校	鶴見区岸谷一丁目 6-1	5,804	1974	RC	4	○		
1	23	鶴見	矢向小学校	鶴見区矢向三丁目 8-1	8,364	1962	RC	4	○		
1	24	鶴見	上末吉小学校	鶴見区上末吉五丁目 24-1	5,908	1976	RC	4	○		
1	25	鶴見	下末吉小学校	鶴見区下末吉二丁目 25-6	4,894	1974	RC	4	○		
1	26	鶴見	寺尾小学校	鶴見区東寺尾五丁目 19-1	8,695	1970	RC	4	○		
1	27	鶴見	汐入小学校	鶴見区汐入町 2-36	4,787	1976	RC	4	○		
1	28	鶴見	馬場小学校	鶴見区馬場七丁目 20-1	6,791	1965	RC	4	○		
1	29	鶴見	駒岡小学校	鶴見区駒岡三丁目 14-1	6,325	1970	RC	4	○		
1	30	鶴見	獅子ヶ谷小学校	鶴見区獅子ヶ谷一丁目 19-1	6,381	1978	RC	4	○		
1	31	鶴見	上寺尾小学校	鶴見区馬場三丁目 21-21	8,378	1990	RC	4	○		
1	32	鶴見	新鶴見小学校	鶴見区江ヶ崎町 2-1	9,243	1994	RC	3	○		
2	91	中	北方小学校	中区諏訪町29	6,476	1983	RC	4	○		
2	92	中	元街小学校	中区山手町 36	6,564	1983	RC	4	○		
2	93	中	本町小学校	中區花咲町 3-86	6,490	1984	RC	4	○		
2	94	中	立野小学校	中区立野76	8,477	2002	RC	4	○		
2	95	中	大鳥小学校	中区本牧町一丁目251	7,495	1983	RC	4	○		
2	96	中	山元小学校	中区山元町 3-152	6,742	1976	RC	4	○		
2	97	中	間門小学校	中区本牧間門 29-1	6,133	1979	RC	3	○		
2	98	中	本牧南小学校	中区本牧元町 44-1	6,009	1970	RC	4	○		
2	99	中	本牧小学校	中区本牧和田 5-1	7,275	1992	RC	3	○		

31

寺尾小ほか41校

1期 2期	調査番号	所在区	学校名	所在地	2020年度点検対象						
					面積合計	建設年度	構造	階数	設備	建築	非構造
1	3511	鶴見	市場中学校	鶴見区市場下町 1-1	8,078	1974	RC	4	○		
1	3512	鶴見	潮田中学校	鶴見区向井町四丁目83	8,560	1975	RC	3	○		
1	3513	鶴見	末吉中学校	鶴見区下末吉六丁目 13-1	7,759	1971	RC	4	○		
1	3514	鶴見	鶴見中学校	鶴見区鶴見中央三丁目 14-1	6,885	1976	S,RC	4	○		
1	3515	鶴見	寺尾中学校	鶴見区北寺尾三丁目 13-1	10,733	1961	RC	4	○		
1	3516	鶴見	生麦中学校	鶴見区岸谷二丁目 1-1	8,127	1961	RC	3	○		
1	3517	鶴見	寛政中学校	鶴見区寛政町 23-1	9,212	1997	RC	3	○		
1	3518	鶴見	矢向中学校	鶴見区矢向一丁目 8-24	6,595	1961	RC	3	○		
1	3519	鶴見	上の宮中学校	鶴見区上の宮一丁目 26-33	6,928	1977	RC	4	○		

9

寺尾小ほか41校

1期 2期	調査番号	所在区	学校名	所在地	2020年度点検対象						
					面積合計	建設年度	構造	階数	設備	建築	非構造
1	5513	鶴見	東高等学校	鶴見区馬場三丁目 5-1	15,695	1964	R	5	○		
2	5573	中	みなと総合高等学校	中区山下町231	16,051	1979	R	8	○		

2

建築基準法第 12 条に基づく建築物・建築設備定期点検 実施要領

1 点検者の要件

本業務は、一級建築士又は二級建築士若しくは特定建築物調査員及び建築設備検査員のいずれかの資格を有するものが行わなければならない。

2 業務内容

(1) 事前準備

ア 業務の実施にあたり、市教委及び保全公社が提供する図面等により、対象校の建物概要や不具合箇所、修繕箇所等を事前に確認し、効率的な現場調査ができるよう準備する。また、提供図面がない学校で、現地に竣工図等がある場合は、学校管理者の承諾を得て図面等を借用する。

イ 学校と点検日時の調整を行う際、点検の概要や点検者の氏名所属、人数等を伝え、脚立・梯子等の借用が可能か確認する。ただし、原則として脚立・梯子以外は借用しない。

(2) 現場調査

ア 学校管理者へのヒアリング

学校管理者から、劣化状況等について意見を聴取し、その箇所を確認する。

イ 各種点検報告書等の確認

学校で個別に行っている点検がある場合は、直近の報告書を確認し、本点検の対象部分について指摘記載がある場合は、確認する。

(3) 点検の実施

ア 前二項を踏まえ、本点検の点検項目に従い点検を実施する。

イ 学校で個別に行っている点検報告書等を転記した場合は、不具合がある場合を除き現場確認を省略する。

ウ 点検の方法及び結果の判定基準については次を適用すること。

① 建築基準法第 12 条第二項に基づく告示第 282 号

② 建築基準法第 12 条第四項に基づく告示第 285 号

エ 点検では、原則として脚立・梯子以外は使用せず、高所等は目視で行う。

尚、確認が困難な場所・危険性のある場所等は委託仕様書「8 確認の省略」に記載に準じて対応実施とする。

(4) 12条点検対象外の不具合の報告

12条点検対象外で気づいた不具合については、現地調査後に学校管理者へ口頭で報告する。

(5) 安全対策

点検時は、周囲の状況を十分に確認し、点検箇所への学校利用者の接近を防止するなど、関係法令を遵守し、安全対策に万全を期す。

3 点検結果報告書

点検結果は、学校ごとに次の構成で報告書に纏める。

(1) 総括表（様式1）

点検基礎情報、建築物基礎情報及び点検結果を記入する。

(2) 点検表（様式2）

各点検項目に沿って点検結果を記入する。

(3) 写真帳（様式3）

点検で不具合が発見された箇所の写真と状況を記入する。

(4) 点検結果図

不具合箇所等を配置図や平面図などに記入する。

(5) 電子データは別添2「報告書の作成要領」に依る。

4 保全公社への点検結果報告書提出の仕方

エクセルデータを電子媒体にて持参。(CD又はDVD)

5 添付資料

(1) 【資料1-1】12条点検様式（建築設備）

(2) 【資料1-2】12条点検報告書まとめ様式（建築設備）

【様式2】

学校名

番号	点検項目		対象の有無	指摘無し	要是正
換気設備					
1	建築基準法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)				
(1)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む)の外観、性能	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況		
(2)			各室の給気口及び排気口の取付けの状況		
(3)			風道の取付けの状況		
(4)			給気機又は排気機の設置の状況		
(5)		機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む)の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		
(6)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況		
(7)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況		
(8)		空気調和設備の主要機器の性能	空気調和設備の運転の状況		
2	換気設備を設けるべき調理室(火気使用室)等				
(1)	自然換気設備及び機械換気設備		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況		
(2)			給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況		
(3)			排気筒及び煙突の断熱の状況		
(4)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備含む)		給気機又は排気機の設置の状況		
(5)	中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		
3	建築基準法第28条第2項(無窓居室)又は第3項(火気使用室)に基づき換気設備が設けられた居室等				
(1)	防火ダンパー等		防火ダンパーの取付けの状況		
(2)			防火ダンパーの作動の状況		
(3)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況		
(4)			防火ダンパーの温度ヒューズ		
(5)			連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況		

学校名

番号	点検項目	対象の有無	指摘無し	要是正
----	------	-------	------	-----

排煙設備

4	建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室(特別避難階段)、同令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー(非常用エレベーター)、同令第126条の2第1項に規定する居室等			
(1)	排煙機の 外観	排煙機の設置の状況		
(2)		排煙風道との接続の状況		
(3)		排煙出口の周囲の状況		
(4)	排煙機 の性能	排煙口の開放と連動起動の状況		
(5)		作動の状況		
(6)		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況		
(7)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		
(8)	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の周囲の状況		
(9)		排煙口の取付けの状況		
(10)		手動開放装置の設置の状況		
(11)	機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況		
(12)		排煙口の開放の状況		
(13)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		
(14)		煙感知器による作動の状況		
(15)	機械排煙設備の排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	排煙風道の劣化及び損傷の状況		
(16)		排煙風道の取付けの状況		
(17)		防煙壁の貫通措置の状況		
(18)	排煙風道 防火ダンパー	排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況		
(19)		防火ダンパーの取付けの状況		
(20)		防火ダンパーの作動の状況		
(21)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況		
(22)		防火ダンパーの温度ヒューズ		
(23)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の周囲の状況		
(24)		排煙口及び給気口の取付けの状況		
(25)		手動開放装置の設置の状況		
(26)	特殊な構造の排煙設備の排煙口 の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		
(27)		煙感知器による作動の状況		
(28)	特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	給気風道の劣化及び損傷の状況		
(29)		給気風道の取付けの状況		
(30)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置状況		
(31)		給気風道との接続の状況		
(32)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機 の性能	排煙口の開放と連動起動の状況		
(33)		作動の状況		
(34)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況		
(35)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況		
(36)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況		

学校名

番号	点検項目	対象の有無	指摘無し	要是正
----	------	-------	------	-----

排煙設備

5	建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室(特別避難階段)、同令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー(非常用エレベーター)				
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況			
(2)	設ける排煙口及び給気口	給気口の周囲の状況			
(3)	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	排煙風道の劣化及び損傷の状況			
(4)		排煙風道の取付けの状況			
(5)	給気口の外観	給気口の周囲の状況			
(6)		給気口の取付けの状況			
(7)		給気口の手動開放装置の設置の状況			
(8)	給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況			
(9)		給気口の開放の状況			
(10)	給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	給気風道の劣化及び損傷の状況			
(11)		給気風道の取付けの状況			
(12)	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況			
(13)		給気風道との接続の状況			
(14)	給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況			
(15)		給気送風機の作動の状況			
(16)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況			
(17)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(18)	給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況			
(19)	空気逃し口の外観	空気逃し口の周囲の状況			
(20)		空気逃し口の取付けの状況			
(21)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況			
(22)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の周囲の状況			
(23)		圧力調整装置の取付けの状況			
(24)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況			
6	建築基準法施行令第126条の2第1項に規定する居室等				
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況			
(2)		手動降下装置による連動の状況			
(3)		煙感知器による連動の状況			
(4)		可動防煙壁の防煙区画			
(5)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			

学校名

番号	点検項目	対象の有無	指摘無し	要是正
----	------	-------	------	-----

排煙設備

7 予備電源						
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画貫通措置の状況			
(2)			発電機及び原動機の状況			
(3)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(4)			始動用の空気槽の圧力			
(5)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(6)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(7)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(8)			自家用発電装置の取付けの状況			
(9)			自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る)			
(10)			接地線の接続の状況			
(11)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況				
(12)		始動の状況				
(13)		運転の状況				
(14)		排気の状況				
(15)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
(16)	直結エンジン	直結エンジンの設置の状況				
(17)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(18)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(19)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(20)		給気部及び排気管の取付けの状況				
(21)		Vベルト				
(22)		接地線の接続の状況				
(23)	直結エンジンの性能	始動及び停止の状況				

学校名

番号	点検項目	対象の有無	指摘無し	要是正
----	------	-------	------	-----

非常用の照明装置

8 照明器具				
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等		
(2)		照明器具の取付けの状況		
9 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況		
(2)	照度	照度の状況		
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況		
(4)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く)		
10 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況		
(2)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況		
11 電池内蔵形の蓄電池				
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況		
12 電源別置形の蓄電池				
(1)	蓄電池	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況		
(2)		蓄電池等の状況	蓄電池室の換気の状況	
(3)		蓄電池の設置の状況		
(4)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況		
(5)		キュービクルの取付けの状況		
13 自家用発電装置				
(1)	自家用発電装置	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況		
(2)		発電機及び原動機の状況		
(3)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況		
(4)		始動用の空気槽の圧力		
(5)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況		
(6)		燃料及び冷却水の漏洩の状況		
(7)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況		
(8)		自家用発電装置の取付けの状況		
(9)		自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る)		
(10)		接地線の接続の状況		
(11)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況		
(12)		始動の状況		
(13)		運転の状況		
(14)		排気の状況		
(15)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況		

学校名

番号	点検項目	対象の有無	指摘無し	要是正
----	------	-------	------	-----

給水設備及び排水設備

14 飲料用の配管設備及び排水設備				
(1)	飲料用配管及び排水配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	配管の腐食及び漏水の状況		
15 飲料水の配管設備				
(1)		給水タンク等(貯湯タンク含む)の腐食及び漏水の状況		
(2)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という)並びに給水ポンプ	給水ポンプ(給湯ポンプ含む)の運転の状況		
(3)		給水タンク等の内部の状況		
(4)	給湯設備	給湯設備の腐食及び漏水の状況		
16 排水設備				
(1)		排水漏れの状況		
(2)	排水槽	排水ポンプの設置の状況		
(3)		排水ポンプの運転の状況		
(4)	排水再利用配管設備(中水道を含む)	雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況		
(5)		消毒装置		
(6)	衛生器具	衛生器具の取付けの状況		
(7)	その他	排水管	排水の状況	
(8)			間接排水の状況	
(9)		通気管	通気管の状況	

【様式3】

写真帳

学校名

No.1	番号				点検部位名称	場所 建物外観	撮影日
							備考

No.2	番号				点検部位名称	場所	撮影日
							備考

No.3	番号				点検部位名称	場所	撮影日
							備考

点検結果図(非常用照明位置図)

-  ・・・非常用照明(蛍光灯)
-  ・・・非常用照明(白熱灯)
-  ※別置型は青色

 照度測定実施場所

学校名

NO.

E - 1

機器等一覧表(換気設備)

点検対象となる室 の理由	1-(2) 2-(2) 対象室内の 給排気口		1-(4) 2-(4) 対象室系統の給気機及び排気機				1-(1) 2-(2) 外気取り入れ口及び排気口				3-(1) 防火ダンパー			
	機器名等		設置場所		外気取り入れ口		排気口		ダクト内		ウェザーカバー			
	階	室名	機器名	台数	階	室名	階	室名	階	室名	階	室名		
	給排													

機器等一覧表(排煙設備、給水及び排水設備)

点検番号	点検項目	設置場所	機器名
1-(5)	中央管理方式による監視		
1-(6)	中央管理方式による空気調和設備		
4-(1)	排煙機		
4-(9)	排煙口		
6-(4)	可動防煙壁		
15-(1)	給水タンク等		
15-(2)	ポンプ類		
15-(4)	給湯設備		

点検番号	点検項目	設置場所	機器名
15-(4)	給湯設備		
16-(1)	排水槽		
16-(4)	雑用水タンク、ポンプ等		
16-(8)	間接排水		

給水設備

排水設備

学校名

No.

M -

点検結果図(12条点検対象防火ダンパー位置図)

● ……点検対象防火ダンパー位置

学校名

NO.

M -

点検結果図（換気設備、排煙設備、給水及び排水設備）

学校名

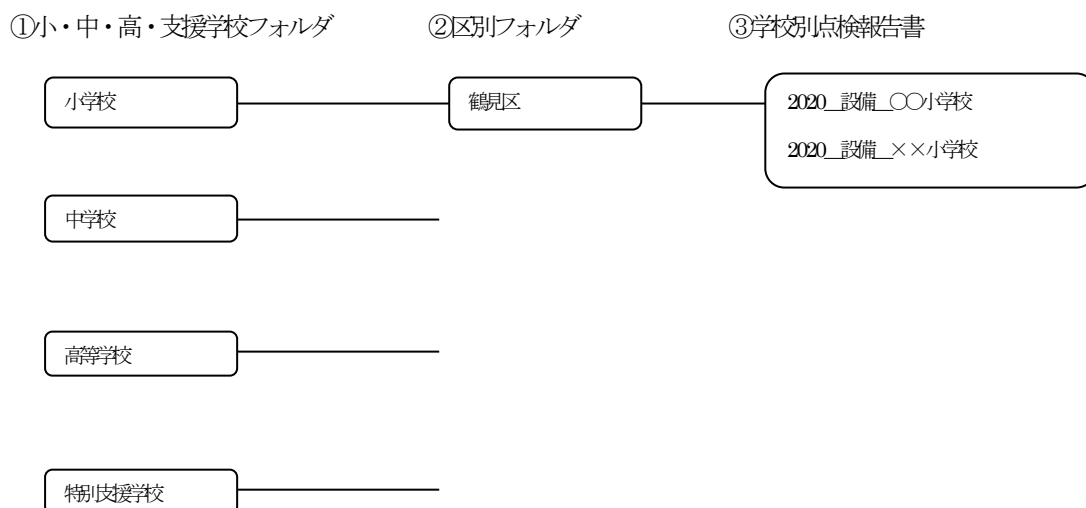
NO.

M -

報告書の作成要領

12条点検の成果品は、次のとおり纏める。

- 1 点検報告書は、学校ごとに作成する。
- 2 点検表（配布物）のまとめ方。
 - (1) 建築物と建築設備に分けて作成する。
 - (2) 点検表（配布物）は小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に分け、区ごとにまとめる。また、区ごとに学校の調査番号順にリストを作成し、学校ごとにホチキス止めにする。
- 3 電子データのまとめ方
 - (1) データのフォルダ構成は、図1のとおりとする。
 - (2) 学校ごとに学校名称のフォルダを作成し、各報告書を保管する。
 - (3) 点検報告書のファイル名は、
「2020_設備_学校名.「.xlsx」とする。（図1の③）
 - (4) データのファイルはサイズが大きすぎないように、適切なサイズにまとめる。



※ 中・高・支援学校共にフォルダ構成は一緒。

図1 12条点検報告書の電子データの構成